

田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年11月16日(水) 9時30分～

2 場 所 田布施町役場 3階 議事堂

3 出席者

委員

会長 南 一成 出席☒ 欠席☐

会長職務代理者 小坂 竜一 出席☒ 欠席☐

農業委員

1 番 今井 清弘 出席☒ 欠席☐

2 番 福本 卓雄 出席☒ 欠席☐

3 番 重森 陽 出席☒ 欠席☐

4 番 永田 洋一 出席☒ 欠席☐

5 番 川脇 幸子 出席☒ 欠席☐

農地利用最適化推進委員

6 番 西本 浩二 出席☐ 欠席☒

7 番 山城 啓一 出席☒ 欠席☐

8 番 岡野 保雄 出席☒ 欠席☐

9 番 塩田 博史 出席☒ 欠席☐

10 番 山本 泰弘 出席☒ 欠席☐

11 番 驛重 寛和 出席☒ 欠席☐

12 番 木下 嗣生 出席☒ 欠席☐

事務局

事務局長 山中 浩徳 出席☒ 欠席☐

書記 松本 尚樹 出席☒ 欠席☐

書記 西上 あきら 出席☒ 欠席☐

4 議事日程

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長 南 一 成

署名委員

今井清弘

署名委員

川 脇 幸 子

議長 ただ今から、令和4年第11回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に川脇委員と今井委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について』

『議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について』

『議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について』

それでは「議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号4と5を一緒にご覧ください。申請地は、役場より北東1.2kmに位置する第三種農地です。位置は4条-1で示しています。

転用目的については、自己用駐車場及び倉庫です。

申請地は既に駐車場及び倉庫として利用されており、追認申請するものです。令和4年1月頃から利用されていたようですが、農地法上の手続きを怠っていたため、追認申請と併せて今後農地法遵守を約束する旨を記載した始末書の提出がありました。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

山本委員 現地は、果樹が2本くらい植えてありますけども、畑として利用はされておりません。転用することについては、畑として利用されていない状態で、駐車場用として既に利用されている状況ですので、問題ありません。

永田委員 始末書も出ておりますし、問題ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号1番は原案のとおり決定致しました。

議長 次に「議案第2号 農地法第5条による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号6と7を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南南西1kmに位置する第二種農地です。位置は5条-1で示しています。

必要書類不足のため、先月の総会にて保留扱いとした案件です。

転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。太陽光発電設備のガイドラインに基づく届出書において、隣接している土地の地権者及び自治会への事業説明を済ませていることを確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地につきましては、近くに太陽光発電が既に数カ所あります。別に問題はありません。

南委員 私も同意見です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号1を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号1番は原案のとおり決定致しました。

次に議案第2号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号 8 と 9 を一緒にご覧ください。申請地は、役場より北西 1.4m に位置する第二種農地です。位置は 5 条－2 で示しています。

転用目的については、賃借権設定で資材置場です。

申請地は以前より貸資材置場として利用されており、追認申請するものです。約 20 年前から貸資材置場利用されていたようですが、農地法上の手続きを怠っていたため、追認申請と併せて今後農地法遵守を約束する旨を記載した始末書の提出がありました。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

山本委員 現地は資材置場として、色々な残土とか、土が盛ってある状態で、始末書があったということで、問題ありません。

永田委員 始末書も出ておりますので、問題ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

あの、農地法遵守をしておらず、後でそういうふうな始末書を出すようなことがままあります。何かの機会を持ちまして、農地法のことを広報なりで、いつも周知はしているんですが、なかなか農業者は自分の土地じゃけ、勝手に使ってもいいというような感覚を持っていますので、何かの機会にまた周知もしたいと思います。まあこれは、田布施町だけではなく、県下、全国的にも同じようなことがよく発生していますので、国としてもなんか方策を考えてもらいたいなという気持ちもあります。はい、少し補足で付け加えさせていただきます。

議長 それでは、議案第 2 号 2 を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第 2 号 2 番は原案のとおり決定致しました。

議長 次に「議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定によ

る農用地利用集積計画の決定について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号10と11に記載しておりますが、詳しくは11に記載しておりますのでページ番号11をご覧ください。

こちらは農業経営基盤強化促進法に基づいた農地の所有権移転、売買についてです。23筆、26,026㎡となっております。出し手、受け手、土地の所在その他、各計画内容は記載の通りです。本件は先月同様、農業経営基盤強化促進法という法律を用いた農地の所有権移転、売買について審議する議案です。先月、売主から公社が一時的に買い入れた農地を、今回は買主の受け手へ売り渡します。この所有権移転は国営圃場整備整備事業の新川・本町地区における売買です。以上です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第3号を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり決定しました。

議長 それではこれより協議事項に移ります。

(協議終了) 本日の日程は全て終了しました。令和4年第11回田布施町農業委員会総会を閉会します。